

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

発 行

## 目 次

○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定 (食と暮らしの安全推進課)	一	ページ
○生活保護法による指定介護機関の指定 (社会福祉課)	二	
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課)	二	
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退 (同)	三	
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更 (同)	三	
○認証食品の認証 (食産業振興課)	三	
○県営土地改良事業の換地処分 (農村整備課)	三	
○道路の区域変更(二件) (道路課)	四	
○道路の供用開始 (同)	四	
公 告		
○障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定 (障害福祉課)	四	
○障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の変更 (同)	五	
○障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定の辞退 (同)	五	
選挙管理委員会		
○政治団体の届出 (同)	五	
○政治団体の届出事項の異動届 (同)	五	
○政治団体の解散届 (同)	六	
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十二年分) (同)	六	
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十三年分) (同)	六	
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十四年分) (同)	六	
○資金管理団体の届出 (同)	七	

### 三 通信制で行うクリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の受付期間等

種類	開催年月日	会場
研修	平成二十四年七月二十二日	宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町二・四十八)
	平成二十四年八月一日	宮城県大河原合同庁舎(大河原町字南百二十九・一)
	平成二十四年九月五日	宮城県石巻商工会議所(石巻市立町一・五・十七)
	平成二十四年十月三十一日	宮城県大崎合同庁舎(大崎市古川旭四・一・一)
	平成二十四年十一月二十一日	宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町二・四十八)
講習	平成二十四年七月二十二日	宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町二・四十八)
	平成二十四年八月一日	宮城県大河原合同庁舎(大河原町字南百二十九・一)
	平成二十四年九月四日	宮城県石巻商工会議所(石巻市立町一・五・十七)
	平成二十四年十月三十一日	宮城県大崎合同庁舎(大崎市古川旭四・一・一)
	平成二十四年十一月二十一日	宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町二・四十八)

○宮城県告示第五百三十七号  
クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者に対する講習として、次のとおり指定した。  
平成二十四年六月十五日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の主催者の名称及び所在地  
財団法人全国生活衛生営業指導センター  
東京都港区新橋六丁目八番一号

二 クリーニング師の研修(平成二十四年十一月二十一日開催分にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者(クリーニング所における特別管理産業廃棄物責任者に限る。)の資格を得るための研修(以下、特管物研修)といふ。)を含む。)及び業務従事者に対する講習の開催年月日及び会場

## 告 示

- 資金管理団体の届出事項の異動届
- 資金管理団体の解散届
- 雑 報
- 環境影響評価事後調査報告書の縦覧

受付開始年月日	平成二十四年十月十日	受付締切年月日	平成二十四年十一月三十日	レポート提出締切年月日	平成二十五年一月三十一日
---------	------------	---------	--------------	-------------	--------------

四 受講料

- 1 クリーニング師の研修 五千円(特管物研修を含む場合 八千円)
- 2 業務従事者に対する講習 四千五百円
- 3 特管物研修のみを受講する場合 三千円

○宮城県告示第五百三十八号  
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十四年六月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ふつくら幸ちゃん家	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字新地東裏山三・十八	橋山 幸子	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字新地東裏山三・十八	平成二十四年三月二十八日
デイサービスあおぞら槻木	柴田郡柴田町槻木白幡二丁目四番地一	みやぎ県南医療生活協同組合	柴田郡柴田町船岡新栄四丁目四番地一	平成二十四年四月二日
小規模多機能施設田尻のまりちゃん家	大崎市田尻通木字一本柳二十二番地三	有限会社まりちゃん家	遠田郡美里町関根字館野四十番地の一	平成二十四年六月二日
デイサービス楽笑	大崎市田尻字北大杉五十九番地	合同会社悠悠ライフ	大崎市田尻字北大杉五十九番地	平成二十四年五月二日

二 居宅介護支援事業

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ぱんぶきん介護センター石巻西部ステーション	石巻市蛇田字新金沼三百六十三番地	ぱんぶきん株式会社	石巻市丸井戸三丁目三番八号	平成二十四年六月一日
デイサービス楽笑	大崎市田尻字北大杉五十九番地	合同会社悠悠ライフ	大崎市田尻字北大杉五十九番地	平成二十四年四月十五日

三 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
デイサービスあおぞら槻木	柴田郡柴田町槻木白幡二丁目四番地一	みやぎ県南医療生活協同組合	柴田郡柴田町船岡新栄四丁目四番地一	平成二十四年四月二日
小規模多機能施設田尻のまりちゃん家	大崎市田尻通木字一本柳二十二番地三	有限会社まりちゃん家	遠田郡美里町関根字館野四十番地の一	平成二十四年六月二日

○宮城県告示第五百二十九号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により、身体障害者

手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十四年五月十七日次の者を指定した。  
平成二十四年六月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
今村 格	整形外科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
川島 実	内科 リハビリテーション科	気仙沼市立本吉病院	気仙沼市本吉町津谷明戸二百二十二番地二
齊藤 稔哲	小児科	気仙沼市立本吉病院	気仙沼市本吉町津谷明戸二百二十二番地二
中村 政彦	眼科	大崎ミッドタウン総合メディケアクリニックス	大崎市松山金谷字中田七十六番地

○宮城県告示第五百四十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。  
平成二十四年六月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
池野栄一郎	循環器内科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
高橋 秀肇	眼科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
飯沼 一宇	小児科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
内山 哲之	外科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
中條 和志	内科	医療法人有恒会こたまホスピタル	石巻市山下町二丁目五番七号
岡田 厚夫	形成外科	大崎市民病院	大崎市古川千手寺町二丁目三番十号
齋藤 隆幸	整形外科	公立黒川病院	黒川郡大和町吉岡字西松木六十番地

○宮城県告示第五百四十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。  
平成二十四年六月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	新		旧	
		所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
菅野 正充	内科	医療法人社団健康育会石巻港湾病院	石巻市門脇町一丁目二番二十一号	美里町立南郷病院	遠田郡美里町木間塚字原田五番地
原 清吾	整形外科	気仙沼市立病院	気仙沼市田中百八十四番地	栗原市立若柳病院	栗原市若柳字川北原畑二十三番地四
平上 健	整形外科	医療法人浄仁会大泉記念病院	白石市福岡深谷一字一本松五番地	財団法人宮城厚生協会の坂総合病院	塩竈市錦町十六番五号

○宮城県告示第五百四十二号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。  
平成二十四年六月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品		
認証番号	品目	申請者の氏名 又は名称
百八十六	みやぎの純米酒	東北総合サービス株式会社 代表取締役社長 新
		製造業者の名称 又は屋号
		仙台伊澤家勝山酒造株式会社
		製造所等の所在地
		仙台市泉区福岡字二又二十五番地一号

二 認証年月日

平成二十四年六月十一日

○宮城県告示第五百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。  
平成二十四年六月十五日

平成二十四年六月十五日

一 処分を行った地区の名称  
 逢隈西部地区  
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 処分の年月日  
 平成二十四年六月一日

○宮城県告示第五百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十四年六月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 三百九十八号

三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
本吉郡南三陸町戸倉字川向二五番四地先から 同郡同町戸倉字転石四一番一地先まで	八・〇	一〇・〇		二九・八

○宮城県告示第五百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十四年六月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 三百九十八号

三 道路の区域

変更の区間  
 変更の前後  
 敷地の幅員  
 (メートル)  
 敷地の延長  
 (メートル)  
 備考

本吉郡南三陸町志津川字小森一〇六番一 地先から 同郡同町志津川字小森四三番一 地先まで	前A	一・〇	二九六・〇	上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。
	後A	一一・〇	二九六・〇	
	後B	一〇・〇	三四八・〇	

○宮城県告示第五百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十四年六月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三百九十八号	本吉郡南三陸町志津川字小森一〇六番一 地先から 同郡同町志津川字小森四三番一 地先まで	平成二十四年 六月十五日

公 告

○障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十四年六月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	所在地	指定年月日
有限会社さとう薬局田町店	石巻市八幡一丁目六番五号	平成二十四年六月一日
正明薬局三日町店	大崎市古川三日町一丁目三番二十三号	平成二十四年六月一日

○障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十四年六月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	名称	所在地
変更後	名称	所在地
有限会社キクユウ薬局		石巻市立町一丁目二番一号
		石巻市南境字新小堤百六十二番五号

○障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関から指定を辞退する旨の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十四年六月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	担当する医療の種類	所在地	指定辞退年月日
公立刈田総合病院	整形外科に関する医療	白石市福岡蔵本字下原沖二十六	平成二十四年六月三十日
大崎市民病院	形成外科に関する医療	大崎市古川千手寺町二丁目三番十号	平成二十三年三月三十一日

選挙管理委員会

○宮選管告示第六十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十四年六月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

阿部よしとか後援会 青木 英文 勝又 健正 石巻市万石町六・八 平成二十四年四月二十三日

大橋信彦と考える会 大橋 信彦 渡辺 陸夫 名取市手倉田字諏訪六六九・一 平成二十四年五月三十一日

斎藤よしかつ後援会 斎藤 義勝 佐藤 康雄 柴田郡柴田町槻木上町一・三・三 平成二十四年五月一日

村上のぼる後援会 佐藤 十吉 二瓶 齊 柴田郡村田町大字足立字境田一・三〇 平成二十四年四月二十七日

目黒政市後援会 目黒 政市 鈴木奈美子 仙台市宮城野区平成一・八・一〇 平成二十四年五月二日

○宮選管告示第六十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十四年六月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 政党の支部

政治団体の名称 異動事項 新 旧 届出年月日

自由民主党塩釜市支部 主たる事務所の所在地 塩釜市松陽台三・一 五 塩釜市玉川三・七 平成二十四年五月十一日

自由民主党七ヶ浜町支部 主たる事務所の所在地 宮城県七ヶ浜町汐見台二・四・五 田浜字向山三五・四 平成二十四年五月十七日

代表者の氏名 佐藤 梶信 阿部 慶也

会計責任者の氏名 鈴木 初雄 大町 睦夫

会計責任者の氏名 早坂千亜紀 佐藤 康成

みんなの党仙台市議会第2支部 平成二十四年五月二十九日

(二) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 異動事項 新 旧 届出年月日

荒川洋平後援会 政治団体の名称 荒川洋平後援会 荒川洋平を育てる会 平成二十四年五月十四日

主たる事務所の所在地 名取市美田園四・一 七・二 名取市美田園五・五

会計責任者 荒川 真末 三浦 真末  
 の氏名  
 会計責任者 早坂千亜紀 佐藤 康成 平成二十四年  
 の氏名 五月二十九日

○宮選管告示第六十七号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治  
 団体が解散した旨届出があった。  
 平成二十四年六月十五日

宮城県選挙管理委員会  
 委員長 菊 地 光 輝

(一) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）  
 解散年月日

菅原ふじお後援会 代表者の氏名 舟山 汪 平成二十四年五月二十日  
 村上のぼる後援会 佐藤 十吉 平成二十四年四月二十五日  
 目黒政市後援会 目黒 政市 平成二十四年五月二日

○宮選管告示第六十八号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平  
 成二十二年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のと  
 おり公表する。  
 平成二十四年六月十五日

宮城県選挙管理委員会  
 委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

(資金管理団体)  
 目黒政市後援会  
 資金管理団体の届出をした者の氏名 目黒 政市  
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員  
 報告年月日 24. 5. 2 (24. 5. 2 解散)

1 収入総額 0  
 2 支出総額 0

(その他の政治団体)  
 村上のぼる後援会

報告年月日 24. 4. 27 (24. 4. 25解散)  
 1 収入総額 0  
 2 支出総額 0

○宮選管告示第六十九号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平  
 成二十三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のと  
 おり公表する。  
 平成二十四年六月十五日

宮城県選挙管理委員会  
 委員長 菊 地 光 輝

(資金管理団体)  
 政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

目黒政市後援会  
 資金管理団体の届出をした者の氏名 目黒 政市  
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員  
 報告年月日 24. 5. 2 (24. 5. 2 解散)

1 収入総額 0  
 2 支出総額 0

(その他の政治団体)  
 菅原ふじお後援会  
 報告年月日 24. 2. 29 (24. 5. 20解散)

1 収入総額 0  
 2 支出総額 0

村上のぼる後援会  
 報告年月日 24. 4. 27 (24. 4. 25解散)

1 収入総額 0  
 2 支出総額 0

○宮選管告示第六十七号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平  
 成二十四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のと  
 おり公表する。

平成二十四年六月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

(資金管理団体)

田黒政市後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 田黒 政市

資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員

報告年月日 24. 5. 2 (24. 5. 2 解散)

1 収入総額

2 支出総額

0

0

(その他の政治団体)

菅原ふじお後援会

報告年月日 24. 5. 21 (24. 5. 20 解散)

1 収入総額

2 支出総額

0

0

村上のぼる後援会

報告年月日 24. 4. 27 (24. 4. 25 解散)

1 収入総額

2 支出総額

0

0

○宮選管告示第七十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第一項の規定により、次のとおり資金

管理団体の届出があった。

平成二十四年六月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

資金管理団

体の届出を

した者の氏

名

目黒 政市

公職の種類

資金管理団体の

名

目黒政市後援会

主たる事務所の

所

仙台市宮城野区平

成一・八・一〇

代表者の

氏名

目黒 政市

平成二十四年

届出年月日

平成二十四年

五月二日

○宮選管告示第七十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十四年六月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

資金管理団

体の届出事

項の異動の

届出をした

者の氏名

荒川 洋平

公職の種類

資金管理団体の

名

異動事項

新

旧

名取市議会議員

荒川洋平後援会

政治団体の

名称

荒川洋平後援会

主たる事務

所

名取市美田園四・

五・二

名取市美田園五・

一七・二

○宮選管告示第七十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次のとおり資金

管理団体の指定を取り消した旨届出があった。

平成二十四年六月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団

体の指定の

取消しした

届

出をした者

の氏名

公職の種類

資金管理団体の

名

主たる事務所の

所

仙台市宮城野区平

成一・八・一〇

代表者の

氏名

目黒 政市

届出年月日

平成二十四年

五月二日

○石巻市蛇田中央土地区画整理組合理事長庄司健一から、公報登載の依頼があった。

平成二十四年六月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

環境影響評価条例(平成十年宮城県条例第九号。以下「条例」という。)第四十四条第一項の規定

により、石巻市蛇田中央土地区画整理事業について工事着手後の調査報告書を作成したので、同条第

二項の規定により、次のとおり公告し、当該報告書を縦覧に供する。

雑 報

平成二十四年六月十五日

石巻市蛇田中央土地区画整理組合

理事長 庄 司 健 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 石巻市蛇田中央土地区画整理組合

2 代表者 理事長 庄司健一

3 所在地 宮城県石巻市蛇田字新大塚三五四番地一

二 対象事業の名称、種類及び規模

1 名称 石巻市蛇田中央土地区画整理事業

2 種類 条例第二条第三項に規定する第一種事業（土地区画整理事業）

3 規模 五十六・一ヘクタール

三 対象事業実施区域

宮城県石巻市蛇田字芋殻町、同字久七前及び同字大塚の各全部、石巻市蛇田字福村南、同字大田

切、同字新大塚、同字新金沼、同字新東前沼及び同字新塚寺の各一部

四 第二種事業関係地域の範囲

宮城県石巻市

五 工事着手後の調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間

1 縦覧場所

宮城県環境生活部環境対策課

石巻市建設部都市計画課

石巻市蛇田中央土地区画整理組合

2 縦覧期間

自 平成二十四年六月十八日（月）

至 平成二十四年七月十七日（火）

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

3 縦覧時間

午前九時から午後五時まで